

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要

項目	家庭的保育事業		小規模保育事業（6～19人）						事業所内保育				居宅訪問型保育	従/参	市基準案	
			A型(保育所分園型)		B型(中間型)		C型(家庭的保育型)		定員19人以下		定員20人以上					
保育従事者の資格	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		保育士		保育士+保育従事者（保育士割合1/2以上）		家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		保育士+保育従事者（保育士割合1/2以上）		保育士		家庭的保育者		従	国基準のとおり
職員数	0～2歳 ※3歳以上も受入可	3:1 補助者を置く場合 5:2	0歳 1～2歳 ※3歳以上受入 3歳 4歳以上 合計+1人	3:1 6:1	0歳 1～2歳 ※3歳以上受入 3歳 4歳以上 合計+1人	3:1 6:1	0～2歳 ※3歳以上も受入可	3:1 補助者を置く場合 5:2	0歳 1～2歳 ※3歳以上受入 3歳 4歳以上 合計+1人	3:1 6:1	0歳 1～2歳 ※3歳以上受入 3歳 4歳以上 常時2人以上	3:1 6:1	0～2歳 ※3歳以上も受入可	1:1	従	国基準のとおり
給食	給食	自園調理（調理業務の全部委託可。連携施設等から搬入可） ※連携施設等…保育所・幼稚園・認定こども園、事業者と同一法人等、学校給食共同調理場											従	国基準のとおり		
	設備	調理設備が必要 ※給食を搬入する場合にあっても、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能を備えること								調理室 ※同左		従	国基準どおり			
	職員	調理員（全部委託・搬入の場合は不要）											従	国基準のとおり		
設備	保育専用室、便所 同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 (付近の代替地可)		0～1歳 乳児室又はほふく室、便所 2歳以上 保育室又は遊戯室、屋外遊技場(付近の代替地可)、便所						0～1歳 乳児室又はほふく室、 医務室、便所 2歳以上 保育室又は遊戯室、 屋外遊技場(付近の代替地可)、便所				参	国基準のとおり		
面積	保育室 9.9㎡ (3人を超える場合は、 1人につき3.3㎡を追加) 屋外遊技場 3.3㎡/人 (2歳以上)		乳児室/ほふく室 3.3㎡/人(0～1歳) 保育室/遊戯室 1.98㎡/人(2歳以上) 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳以上)		乳児室/ほふく室 3.3㎡/人(0～1歳) 保育室/遊戯室 3.3㎡/人(2歳以上) 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳以上)		乳児室/ほふく室 3.3㎡/人(0～1歳) 保育室/遊戯室 1.98㎡/人(2歳以上) 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳以上)		乳児室 1.65㎡/人(0～1歳) ほふく室 3.3㎡/人(0～1歳) 保育室/遊戯室 1.98㎡/人(2歳以上) 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳以上)		参	国基準のとおり				
耐火基準等	火災報知器・消火器の設置		消火器等の消火器具、非常口その他の設備を設置 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備、避難階段については、当面、 現行の認可保育所に準じた取扱い											参	国基準のとおり	

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育		居宅訪問型保育	参/従	市の基準
		A型	B型	C型	定員 19 人以下	定員 20 人以上			
耐火基準等	火災報知器・消火器の設置	消火器等の消火器具、非常口その他の設備を設置 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備、避難階段については、当面、 現行の認可保育所に準じた取扱い					—	参	国基準のとおり
連携施設 (第6条)	連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保する(経過措置:確保が著しく困難で他の事業から支援が受けられると認められる場合は、5年間、連携施設を確保しないことができる) ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談・助言支援を行うため ②保育を提供できない場合に、代替保育を提供するため ③保育の終了に際して、引き続き保育を提供するため				連携施設 ※左欄の①②は不要		連携施設不要 ※障害、疾病等の状況により障害児入所支援施設等を適切に確保	従	一部修正 (離島⇒山間部)
非常災害 (第7条)	毎月1回以上、避難・消火訓練を実施					—	参	国基準のとおり	
嘱託医	嘱託医を委託(連携施設と同一の嘱託医に委嘱も可)					—		国基準のとおり	
耐火基準等	利用開始時及び1年に2回の健康診断を、学校保健安全法の規定に準じて行う					—	参	国基準のとおり	
保育時間	1日につき8時間(事業者が定める)					—	参	国基準のとおり	
その他	—			地域の子どもの受入定員の設定が必要		—	参	国基準のとおり	

市独自基準	一般原則として暴力団排除の条項を追加 (「加東市における暴力団排除の推進に関する条例」の推進)								
-------	----------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--